

都立学校長殿

教育庁指導部体育健康教育担当課長
教育庁指導部全国高等学校総合文化祭担当課長
(公印省略)

まん延防止等重点措置の適用に伴う部活動取扱いについて (通知)

まん延防止等重点措置の適用に伴う都立学校の対応については、令和4年1月19日付3教総総第2310号にてお知らせしたところです。各学校におかれましては、基本的な感染症対策を講じた上で教育活動を実施していただいているところですが、今般、都立学校の部活動において、**感染症対策が十分でなかったことから感染が拡大**したと推測される事例が多数発生しています。

つきましては、これまで以上に感染症対策の徹底を図るとともに、部活動の実施に関して、改めて下記の内容を教職員へ周知し、**感染症対策に万全を期す**ようお願いいたします。

記

1 部活動の基本的な考え方

- (1) 感染症対策を講じ、生徒の安全を最優先にした上で、校長の責任の下、部活動を実施する。ただし、**身体接触等を伴う練習及び練習試合等については控える**。特に、運動部活動における室内での活動及び文化部活動における演劇、合唱、吹奏楽等の飛沫感染の可能性がある活動については、**必ず常時換気**を行い、生徒を**小グループ**に分けたり**適切な距離**をとって練習したりするなど、密集した状態とならないよう工夫するとともに、**短時間**で活動する。
- (2) 都内及び都外における大会、演奏会への参加や、練習試合等は、実施しない。ただし、全国大会や関東大会、当該大会につながる都大会、都高文連等が主催する大会への出場は可とし、大会等参加に伴う都内での練習試合等は可とする。
- (3) 吹奏楽部や合唱部等の**定期演奏会等**については、校長の責任の下、感染リスクを検討の上、実施の可否を判断する。
- (4) 大会等に参加する場合には、宿泊の有無に関わらず、**参加の前後にPCR検査**を実施することを推奨する。実施に当たっては、保護者の同意を得た上で行う。また、引率した教員に対しても同様にPCR検査の実施を推奨する。
- (5) 宿泊を伴う大会等終了後、おおむね1週間程度、オンライン等を活用した自宅学習の期間を設定し、参加生徒の健康観察を行う。引率した教員は同様に自宅勤務を行う。
- (6) 更衣室や部室、屋内の活動場所は、**必ず常時換気**を行い、生徒を**小グループ**に分けて**短時間**で利用することとし、密集した状態とならないよう工夫する。
- (7) 生徒の体力や健康及び技能等の状況を踏まえ、**安全を最優先**して活動計画を作成し、オンラインによる指導や、極力身体接触を伴わない実施内容となるよう、適宜、活動日・活動時間・活動内容等の見直しを行う。
- (8) 部活動の日時や実施内容をあらかじめ生徒・保護者に周知し、理解を得た上で実施する。
- (9) 大会等出場や、定期演奏会等を実施する場合は、次の事項に留意すること。

- (9) 大会等出場や、定期演奏会等を実施する場合は、次の事項に留意すること。
- ア 各学校において、保護者に対し、大会等出場や、定期演奏会等の実施に関する通知を発送した上で、**生徒・保護者の参加同意書**を得る。
 - イ 参加予定の生徒の健康状態を把握するとともに、発熱や体調不良等がないことを確認する。開催日を起算日として**14日前から**、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行い、令和3年3月5日付2教総第2566号添付の**別紙1**「部活動大会等出場一覧及び感染対策確認票」及び**別紙2**「部活動大会等参加同意書兼健康観察票」を準用して、作成・管理する。
 - ウ 大会参加等の宿泊を伴う部活動の実施に当たっては、別紙1を所管の学校経営支援センターに必ず提出する。
 - エ 緊急時には保護者との連絡が直ちに行えるよう、**緊急連絡先を把握**しておくとともに、緊急連絡があることについても保護者に周知しておく。
 - オ 日常の部活動や、定期演奏会等開催のための準備において、卒業生や保護者は**参加させない**。
 - カ 定期演奏会等開催に当たっては、**無観客**による**映像収録**や**オンライン配信**としたり、**保護者のみ**の参観としたりするなどの工夫を行う。
 - キ 外部施設を借用して定期演奏会等を実施する場合は、施設管理者等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン等に基づいて実施する。

2 部活動の実施に当たっての配慮事項

- (1) プレー中以外は**マスク**を着用する、マスクを外す場面で円陣を組む等の**発声**をしない、プレー終了後等の**会食はしない**、休日等に練習を行う場合は**昼食時間を避けて**行うことを徹底するとともに、各競技専門部等が示しているガイドライン等に基づき、感染症対策を講じる。
- (2) 部活動を行う前には、顧問等による健康観察はもとより、生徒に**自らの体調管理**を確実に実施するよう指導する。
- (3) 体育館の換気は、ドア・窓を2方向に常時解放する。複数の部活動が体育館を時間差で使用する場合には、入れ替わり時に10分程度の換気を行う。
- (4) 部活動の前後における手洗いを必ず行う。手洗いができない場合は、アルコールによる手指消毒を行う。
- (5) 部活動実施前後の更衣時には、必ずマスクを着用し、密集を避けるとともに、会話は控える。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。
- (6) 顧問、外部指導者においても、不織布マスクを必ず着用して指導する等、感染症対策を徹底する。
- (7) 校舎内及び体育館等に設置している**冷水器の使用を中止**する。
- (8) 大会等の参加に伴い、やむを得ず食事を摂る場面では、換気、生徒同士の席の間隔の確保、黙食を徹底する。

3 その他

- (1) 部活動の実施に当たり、判断が難しい場合は、担当まで相談する。
- (2) 今後の感染状況により、対応が変更となる場合には、別途通知する。